

【学費等返金規定】

I 【長期学生（留学ビザ）】

（原則）

- ・入学後の最初の6ヶ月分の学費等に関しては、いかなる理由があっても返金しない。
（但し、入学後早期に日本の大学・専門学校等に進学をした場合を除く）
- ・学費の返金は、学期ごと（3ヶ月）の単位で行う。
 - *但し、返金を希望する学期の開始前に、完全帰国又は資格変更の申請を完了させていることが条件。
- ・学費等の返金の際にかかる手数料は、海外送金手数料も含め全額受取人の負担とする。
- ・来日後の返金には、別途事務手数料として21,600円（税込）を申し受ける。
 - *事務手数料には、入管への報告文書作成及び報告時の通信費、それに関わる人件費、帰国確認等にかかる通信費及び人件費、学生情報変更などの人件費等が含まれます。
- ・退去強制処分や除籍処分となった学生に対しては、一切返金しない。
 - *除籍処分基準：
 - ①全体出席率80%未満で、出席指導後も出席率に改善が見られない場合。
 - ②授業態度不良のため、生活指導訓告及び校長訓告を受けた後も、態度が改善されない場合。
 - ③日本の法律・法規に違反する行いをした場合。
- ・天災、事故、感染症、交通機関のストライキや気象状況等で交通機関が止まる恐れがあることなど、やむを得ない事情で授業を中止する場合は免責とし、その分の授業料の返金は行わない。
- ・来日が遅れた場合、未受講分の授業料の返金は行わない。

<学費返金の詳細ケース>

- ① 在留資格認定証明書申請書類提出前のキャンセルの場合
 - ・入管への申請書類提出の有無に関わらず、書類審査後のキャンセルは、選考料は返金しない。
- ② 在留資格認定証明書申請書類提出後のキャンセルの場合
 - ・在留資格認定証明書の交付の可否に関わらず、選考料は返金しない。
- ③ 「在留資格認定証明書」交付後、選考料を除く学費等支払い前のキャンセルの場合。
 - ・選考料は返金しない。
- ④ 学費支払い後、査証申請前にキャンセルの場合
 - ・選考料及び入学金は返金しない。
 - ・入学許可証と在留資格認定証明書を返却後、選考料及び入学金を差し引いた金額を返金する。

⑤ 学費支払い後、「査証不許可」だった場合。

- ・選考料及び入学金は返金しない。
- ・入学許可証を返却し、パスポートのページから査証が不許可であった事実を確認後、選考料及び入学金を差し引いた金額を返金する。

⑥ 査証取得後、来日前に入学を辞退した場合

- ・選考料及び入学金は返金しない。
- ・入学許可証及び在留資格認定書を返却し、査証の未使用かつ査証の入国期限が過ぎたことを確認後、選考料及び入学金を差し引いた金額を返金する。

⑦ 来日後、入学を辞退した場合（但し入学予定日前に限る）

- ・選考料、入学金及び最初の6ヶ月分の授業料と設備行事費等は返金しない。
- ・事務手数料として21,600円（税込）を申し受けます。
- ・帰国を確認後、選考料、入学金、最初の6ヶ月分の授業料と設備行事費及び事務手数料を差し引いた金額を返金する。

⑧ 入学後の中途終了（退学など）の場合

- ・選考料、入学金及び最初の6ヶ月分の授業料と設備行事費等は如何なる理由があっても返金しない。
（但し、入学後早期に日本の大学・専門学校等に進学をした場合を除く）
- ・入学後6ヶ月を経過後の残りの学費等は授業を受けていない学期（3ヶ月）単位で返金する。
*但し、返金を希望する授業を受けていない学期の開始前に、完全帰国又は在留資格変更の申請を完了させていることが条件。学期の開始前に完全帰国又は在留資格変更の申請（入国管理局への申請書類の提出）を完了していない場合は、その学期の学費は返金しない。
- ・事務手数料として21,600円（税込）を申し受けます。
- ・必ず書面による、終了届（退学届）を提出すること。
- ・返金は帰国者には帰国確認後、在留資格変更者には新しい在留資格の取得を確認後に返金する。

⑨ 入学後早期に日本の大学・大学院・専門学校等に進学した場合

- ・授業を受けていない学期（3ヶ月）単位で学費を返金する。
- ・事務手数料として21,600円（税込）を申し受けます。
- ・返金は、進学先の在学証明書及び学生証のコピーを提出し、進学先への在籍を確認後に返金する。

II 【短期学生（短期滞在ビザ）】

- ・学費等を支払い後のキャンセルは、入国の有無を問わず、入学金は返金しない。
- ・学費等の返金の際にかかる手数料は、海外送金手数料も含め全額受取人の負担とする。
- ・入寮を希望していた際の寮費については、寮費返金規定に準じる。
- ・査証申請前のキャンセルは、査証申請書類及び入学許可証を返却後、入学金を差し引いた金額を返金す

る。

- ・査証申請後（短期滞在ビザ）、入国前にキャンセルする場合は、入学許可証を返却後、査証の未使用かつ査証の入国期限が過ぎたことを確認後、入学金を差し引いた金額を返金する。
- ・査証不許可の場合、入学許可証を返却し、パスポートのページから査証が不許可であった事実を確認後、入学金を差し引いた金額を返金する。
- ・査証不許可（短期滞在ビザ）の学生で、長期ビザ（留学ビザ）を同時に申し込んでいる場合に限り、寮費を含め支払った学費等の全額を、長期の学費から控除する。但し、同時申請の優待などの特典は受けられないこととする。また、留学の在留資格認定証明書が不交付であった場合、短期入学金と長期選考料は返金しない。
- ・入国後のキャンセルは、授業参加の有無を問わず一切返金しない。

III 【短期学生（短期滞在ビザ以外：家族滞在、日本人の配偶者等）】

- ・レベルテスト未受験且つ入学予定日前に入学を辞退する場合は、入学金を差し引いた金額を返金する。その際の振り込み手数料は、受取人負担とする。
- ・レベルテスト受験後又は入学予定日以降に入学を辞退する場合は、授業参加の有無を問わず学費等を返金しない。
- ・学費は学期ごとの支払いであり、日割り計算は行わない。

IV 【寮費返金規定】

（新入生）

- ・寮予約金を振込後、入寮前にキャンセルする場合は、キャンセル料（寮予約金の 30%）を差し引いた残りの金額を返金する。
- ・入寮後のキャンセル及び退寮は、予定居住期間分の全額を徴収する。寮予約金と差額がある場合は、別途差額を請求する。
- ・査証不許可により来日できなかった場合は、入寮費を除く費用を学費と共に返金する。
- ・来日が遅れた場合、日割り計算は行わず、予定居住期間分を全額徴収する。

（在校生）

- ・寮の更新は 3 ヶ月ごととし、早期退寮した場合であっても、予定居住期間分の全額を徴収する。